



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 生活保護法による指定介護機関の辞退……………
- …（福祉保健局生活福祉部保護課）…
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……………（同）…
- 生活保護法による指定介護機関の休止……………（同）…
- 生活保護法による指定介護機関の変更……………（同）…
- 保安林の指定施設要件の変更予定……………
- …（産業労働局農林水産部森林課）…

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………（同）…

という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十一年一月二十五日	狛江市東野川四丁目三百七十四番二、同番七、同番二十一及び同番三十二の各一部並びに同番四十二	延長 九・二三 幅員 四・五〇
同右	同月二十八日	東久留米市八幡町三丁目七、百三十四番一、同番二、同番五及び同番六の各一部並びに同番七	延長 二五・四一 幅員 四・五〇

東京都告示第百五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

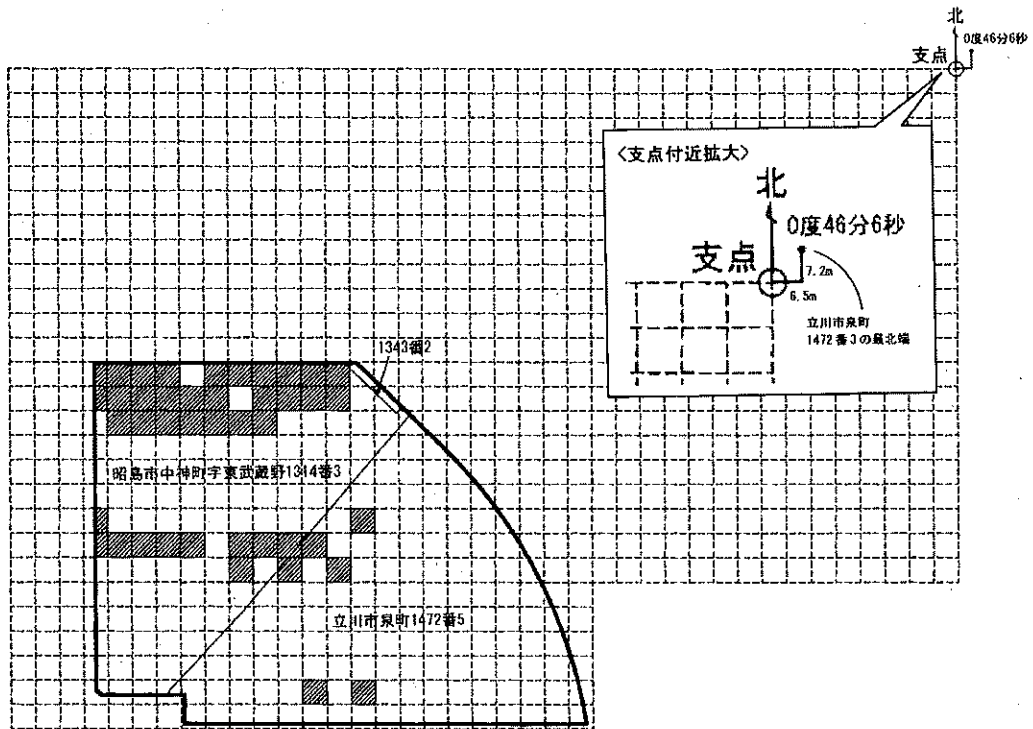
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内及び昭島市中神町字東武蔵野地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支點】

支點は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

【格子の回転角度 (0度46分6秒)】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、同条第四項において準用する法第五十一条第一項の規定による指定の辞退があったので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年二月十四日

東京都知事 小池 百合子